算式

（A－B）×0.6＋（B－C）×0.9

（A－B）又は（B－C）が負数となるときはそれぞれ0とし、CがA又はBのいずれよりも小さくないときは（A－B）及び（B－C）は0とし、CがAよりも小さくBよりも大きいときは（A－B）は（A－C）とし、（A－B）×0.6及び（B－C）×0.9に小数点以下の端数があるときは、その端数を四捨五入する。

算式の符号

A　「繰出金等について」によって報告された2年前の3月31日現在における一般病床及び療養病床の数

B　2年前の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

C　前年の7月1日現在における一般病床及び療養病床の稼働病床数

第九条第一項の表市町村の項第九号12中「平成二十六年度繰出基準」を「平成二十七年度繰出基準」に改め、同号13中「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に、「平成二十六年度繰出基準」を「平成二十七年度繰出基準」に、「三分の二（平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業」を「三分の二（平成十三年度以前からの継続事業、平成十四年度からの継続事業及び特別分（「公立病院に係る財政措置の取扱いについて」（平成二十七年四月十日総財準第六十一号）第1の3(1)の再編・ネットワーク化に係る公立病院の施設・設備の整備をいう。以下13において同じ。）に係る事業」に改め、「に二分の一」の下に「（特別分に係る事業にあつては三分の一）」を加え、同号15中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号16中「平成二十六年度繰出基準」を「平成二十七年度繰出基準」に、「平成二十六年度まで」を「平成二十七年度まで」に改め、同号19(1)中「一六四円」を「一四六円」に改め、同号19(2)中「二七四円」を「二五五円」に改め、同号25中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同号27算式ア中「0.436」を「0.461」に、「0.367」を「0.364」に改め、同号27算式アの符号B及びC中「2.31」を「1.25」に、「0.74」を「0.5」に改め、同号27算式アの符号αを算式中「7,935」を「9,515」に、同号27算式アの符号βを算式中「6,666」を「7,519」に、同号27算式イ中「0.492」を「0.551」に改め、同号27算式イの符号B中「1.73」を「0.93」に、「1.28」を「0.87」に改め、同号27算式ウ中「0.444」を「0.440」に改め、同号27算式ウの符号B中「平成26年3月31日現在」を「平成27年3月31日現在」に改め、同号27算式ヰ中「0.3134」を「0.3011」に、「0.0502」を「0.0615」に、「26」を「25」に、「0.0717」を「0.0728」に、「7,900」を「7,820」に改め、同号27算式エの符号B算式中「11,594」を「13,898」に、「9,169」を「10,344」に改め、同号27算式ヰの符号C算式中「0.50」を「0.57」に、「0.46」を「0.52」に、「0.04」を「0.05」に改め、同号27算式ヰの符号D算式中「2,164」を「2,226」に、「1,153.0」を「1,149.0」に、「179,000」を「182,000」に改め、同号27算式エの符号D算式の符号d中「平成26年1月1日」を「平成27年1月1日」に改め、同号27算式エの符号E中「平成26年9月30日」を「平成27年9月30日」に改め、同号27算式ヰの符号F算式中「0.48」を「0.49」に、「0.38」を「0.39」に改め、同号30及び31中「平成二十五年十月一日」を「平成二十六年十月一日」に改め、同項第十号1算式イ中「2.775」を「2.958」に、「6.895」を「5.800」に改め、同号1算式ウ中「57.650」を「57.941」に、「72.991」を「73.357」に、「114.943」を「115.515」に改め、同項第十二号1算式中「0.204」を「0.209」に改め、同号1算式の符号B中「平成25年度」を「平成26年度」に、「平成27年度」を「平成28年度」に改め、同号3算式中「0.0652」を「0.0688」に、「0.0415」を「0.0439」に、「0.0059」を「0.0063」に改め、同号4及び5中「平成二十二年二月一日」を「平成二十七年二月一日」に改め、同号6算式中「65」を「66」に、「79,600」を「81,500」に改め、同項第十三号1算式中「0.090」を「0.084」に改め、同号2中「平成二十二年二月一日」を「平成二十七年二月一日」に改め、同号3算式中「0.001」を「0.00175」に改め、同号4中「平成二十二年二月一日」を「平成二十七年二月一日」に改め、同項第十四号1算式中「36.612」を「35.079」に、「3,388.0」を「3,246.1」に、「437.2」を「418.8」に改め、同号2算式中「1.83」を「1.91」に改め、同号2算式の符号B中「外国青年の数」の下に「及び外国自治体との自治体間交流に基づいて招致した外国籍職員の数の合計数」を加え、同条第五項中「〇・三〇八」を「〇・二九五」に改め、同条第六項中「〇・二七二」を「〇・二六四」に改め、同条第七項中「〇・〇四六」を「〇・〇四七」に改め、同条第八項中「〇・〇九二」を「〇・〇九四」に改め、同条第九項中「〇・一〇〇」を「〇・一一九」に改め、同条第十項中「〇・〇八五〇」を「〇・〇八四」に、「〇・〇三八」を「〇・〇五三」に改め、同条第十一項中「四・五八八」を「四・五八四」に改め、同条第十二項中「四・五九三」を「四・五八四」に、「〇・一六七」を「〇・一六八」に、「〇・〇八三」を「〇・〇八二」に改め、同条第十三項中「〇・一五六」を「〇・一五九」に、「〇・一一四」を「〇・〇四九」を「〇・〇五〇」に、「〇・一一〇二」を「〇・一一〇七」に、「〇・〇一一」を「〇・〇一一三」に改め、同条第十四項中「〇・五四九」を「〇・五七四」に、「〇・三一四」を「〇・三一二八」を「一・三二五」に、「〇・〇八〇」を「〇・〇八二」に、「〇・一四七」を「〇・一四三」に、「〇・〇七四」を「〇・〇七三」に、「〇・〇三一三」を「〇・〇三一四」に、「〇・一三一三」を「〇・一三一八」に、「〇・〇二四」に、「〇・〇〇七」を「〇・〇〇八」に改め、同条第十五項中「〇・三五七」を「〇・三五三」に改め、同条第十六項中「〇・〇〇四九」を「〇・〇〇五五」に、「〇・一一四」を「〇・一一五」に、「〇・〇六五」を「〇・〇六六」に、「〇・一一二」を「〇・一〇九」に改め、同条第十八項中「三・七七二」を「三・七四三」に、「〇・六一一二」を「〇・六二一三」に改め、同条第二十項中「〇・〇五六一二」を「〇・〇六一二」に、「〇・〇五一四」を「〇・〇五六五」に改め、同条第二十一項中「〇・〇一一五」を「〇・〇一八」に、「〇・〇七一二」を「〇・〇八三四」に改め、同条第二十二項中「〇・一六六」を「〇・一五〇」に、「〇・〇六三」を「〇・〇九四」に改め、同条第二十六項中「率とする」を「率とし、密度補正Ⅱ係数は、人口密度に別表第一に定めるそれぞれの率を乗じて得た数の合計数を当該率を乗ずる前の人口密度で除して得た率とする」に改める。

第十条第八項中「一・三一七」を「一・二九八」に、「六・三六四九」を「六・四八二九」に改め、同条第九項第二号中「〇・六二五」を「〇・六三六」に改め、同条第十項中「平成二十六年四月一日」を「平成二十七年五月一日」に改め、同条第十七項第式中「1.83」を「1.91」に、「0.9167」を「0.8309」に、同項第式の符号αを算式の符号aに、「平成26年8月25日付け総行市200号」を「平成28年4月1日付け総行市第31号」に改め、同条第十九項第式中「0.1」を「0.8」に、「34」を「39」に、「1.83」を「1.91」に改め、同項第式の符号D中「平成17年10月1日」を「平成22年10月1日」に、「東京都三宅村にあつては普通交付税に関する省令の一部を改正する省令（平成23年総務省令第114号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「平成22年普通交付税省令」という。）附則第21条第2項に規定する三宅村特例人口。以下「平成17年人口」という。」を「以下「平成22年人口」という。」に改める。

第十一条の二第一項第式の符号αを「0.161」を「0.160」に改め、同条第二項第式中「0.101」を「0.102」に、「1.21」を「1.19」に改め、同条第三項第式中「2.950」を「2.650」に、「96.1」を「96.7」に改め、同項第式の符号A中「1.950」を「1.650」に改め、同項第式の符号B第式中「96.1」を「96.7」に改め、同条第四項第式の符号B中「及び地方自治法第252条の20に規定する区の事務所（以下「区役所」という。）」及び「以下この条において同じ。」を削り、「を3で除した」を「に3分の2を乗じた」に改め、同項第式の符号B第式中「15.1」を「15.0」に、「8.1」を「8.03」に、「1.260」を「1.270」に、「1.745」を「1.780」に改め、同条第五項第式中「{(A×B)－1}」を「{(A×B)－1}×2」に